

町名呼称の変更について

本市の区域内の町名呼称を下記のとおり変更する旨、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

平成15年4月1日

船橋市長 藤代孝七

記

前原東（まいはらひがし）一丁目から前原東（まいはらひがし）六丁目 を
前原東（まえばらひがし）一丁目から前原東（まえばらひがし）六丁目 に、
前原西（まいはらにし）一丁目から前原西（まいはらにし）八丁目 を 前
原西（まえばらにし）一丁目から前原西（まえばらにし）八丁目 に変更する。